

バリ州における緊急活動制限の実施・延長（州知事通達第15号）

令和3年9月8日（総21第154号）

在デンパサール日本国総領事館

- 9月7日、バリ州知事は9月7日から追って通達が発出されるまでの間有効とされる州知事通達第15号を発出しました。
- 今回の通達で変更された主な点は、以下のとおりです。
- 過去の規制内容については、8月11日付け当館からのお知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100222837.pdf>）及び8月3日付け当館からのお知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100218845.pdf>）をご参照ください。
- バリ州では、外国人による保健プロトコル違反が州政府でも問題視されており、州政府は断固とした姿勢で取締りを行うと発表しています。

1. ショッピングモールは、以下の条件を順守した上で営業を許可する。

- （1）収容人数を50%に制限し、営業時間は午後9時までとする。
- （2）アプリ Pedulilindungi を使用して、従業員及び来客のスクリーニングを実施する。また、2回のワクチン接種を完了した者のみ入場可とする。
- （3）12歳以下及び70歳以上の者は、入場不可とする。
- （4）モール内の飲食店においては、収容人数を25%に制限し、店内飲食は30分までに制限する。
- （5）モール内の映画館、児童遊技場は閉鎖する。

2. 観光地においては、収容人数を50%に制限し、保健プロトコルの順守及びアプリ Pedulilindungi の利用の下で営業を許可する。

3. 飛行機を利用した長距離移動の際は、2回の接種済みを証明するワクチン接種証明書及び出発1日以内に検体採取された抗原検査の陰性証明書の提示、又は1回目の接種済みを証明するワクチン接種証明書及び出発2日以内に検体採取されたPCR検査の陰性証明書を提示することとする。

（※当館注：従来通り、日本への帰国等の出国を目的とした、航空機による移動については、ワクチン接種証明書の提示は不要です。）

4. 本通達は2021年9月7日から次回の通達発出まで有効とする。

5. バリ州政府は、主に外国人がマスク不着用などの保健プロトコル違反状態で室内パーティーや飲食を行っていることを非常に問題視しており、違反者には断固とした姿勢で取締りを行うことを発表しています。